

「クリーニング所を開設される皆様」へ

令和5年12月13日現在

〈クリーニング所を開設する場合〉（クリーニング業法第5条及び第5条の2）

クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所の位置、構造設備、クリーニング師の氏名、従事者数その他必要な事項をあらかじめ開設しようとするクリーニング所の所在地を管轄する保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。

〈開設の届出〉

○届出先【豊中市内でクリーニング所を開設しようとする場合】

届出窓口：豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

（〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所）

受付時間：平日（月曜～金曜）午前9時から午後5時15分*

（※手数料手続きの関係上、できるだけ午後4時30分までにお越しください。）

届出時期：少なくとも営業開始予定日の1週間前までをお願いします。

○届出書類および必要な書類について

届出書類	届出書様式	提出部数
クリーニング所開設届出書 （平面図・付近見取り図の記載欄は別添可）	様式第1号	正本1通 副本1通
必要な書類		備考
開設者が法人の場合、登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの）		コピー可
クリーニング師免許証 （氏名が変更になっている場合は、そのことを証する書類（戸籍抄本等、コピー可）もあわせてご持参ください。）		コピー可
開設者が他にクリーニング所を開設又は無店舗取次店を営業しているときは、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類		

○手数料（現金でご用意ください）

- 新規開設 : 16,000円

〈使用前検査の確認事項〉

- (1) 業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台は備えること。
(ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。)
- (2) クリーニング所及び業務用車両並びに業務用の機械及び器具は、清潔を保つことが出来る構造であること。
- (3) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものを区分できる設備を有すること。
- (4) 洗たく物をその用途に応じ区分して処理できる設備を有すること。
- (5) 洗いの床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等の水が浸透しないもの）で築造され、これに適当なこう配をつけ、水が停滞しない構造とすること。また、排水口を設けること。
- (6) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区別できる設備を有すること。また、これを消毒する具体的方法を有すること。
※厚生労働省令で指定する消毒を要する洗たく物
 - 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
 - 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
 - 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
 - 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
 - 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
- (7) クリーニング所と住居その他の施設とが区分されていること。
- (8) 換気、採光及び照明を十分に行うことが出来る施設構造であること。
- (9) 洗場の内壁は、床面からの高さが1メートルまでの部分は、不浸透性材料で造られていること。
- (10) 仕上げ場を有すること。
 - (11) 洗たく物を収納する容器（運搬容器を含む。以下同じ。）その他の設備は、洗たくの終わったものと終わらないものとに区分できる設備を有すること。
 - (12) 洗たく物を収納する容器その他クリーニング所内の設備を消毒する薬品を備えること。
 - (13) テトラクロロエチレンその他の塩素系有機溶剤を使用するクリーニング所にあつては、ドライクリーニングを行うための機械に排液処理装置を設置すること。

〈苦情の申出先の明示〉

- (1) 苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示すること。
- (2) 洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際にクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を記載した書面を配布すること。

〈その他〉

- ・ 検査日から開設者に確認済証を交付するまでの期間は概ね14日間です。

お問い合わせ先
豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係
〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1
電話：06-6152-7321 FAX：06-6152-7328

